

平成31年2月20日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

財産管理課

監査の結果	行政財産使用料の調定について 行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」において、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	行政財産使用料の調定については、年度当初に調定を行った。

(2) 総務部

調達契約課

監査の結果	契約事務の適正な運用について 各部局の契約事務全般において、業務担当責任者の選任届、業務報告書などの契約関係書類が、契約書、仕様書で定められたとおり取り扱われていない事例や、施設修繕料の執行にあたって、津市契約規則第11条に定める予定価格調書が作成されていないなど、基本的な事務の怠りが多数見受けられた。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（以下「2号随契」という。）は、契約の性質や目的が競争入札に適しない場合に限り契約できるものとされているが、平成29年度は2号随契にて契約し、平成30年度は、平成29年度の受注者から同業務の受託が難しいという申出があったとの理由で、同じ業務内容で指名競争入札を行い、別事業者と契約している事例が確認されるなど、安易な理由による2号随契が散見された。平成28年1月18日付け調達契約課長事務連絡「契約事務の適正な運用について（通知）」においても、周知・指導が行われているところであるが、再度、地方自治法、地方自治法施行令及び津市契約規則等の関係法令に基づいた適正な契約事務が執行されるよう、各部局への指導を徹底されたい。
-------	---

措置の内容	平成31年2月の契約事務説明会において、直接契約事務に従事する担当者及び担当主幹又は担当副主幹の出席を求め、選任届等の契約関係書類については、これに係る規定や一連の契約手続について契約書等に基づき説明を行うとともに、選任届等の標準様式を提示し、基本的な契約事務の内容や重要性、随意契約の適正な運用について詳細に説明し、庁内に周知徹底を図った。
-------	---

(3) 健康福祉部

障がい福祉課

監査の結果	行政財産使用料の調定について 行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」において、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われない。
措置の内容	行政財産使用料の調定については、年度当初に調定を行った。

(4) 市民部

市民交流課

監査の結果	委託料の過年度支払いについて 平成29年度津西会館浄化槽保守点検業務委託契約に係る委託料について、受託者から提出された業務完了報告書により業務履行確認は行われていたものの支払いを失念していたため、当該会計年度中に支払いができず、平成30年度に過年度支払いを行っていた。今後、このようなことが二度と起こらないよう再発防止策を講じられたい。
措置の内容	委託料について、契約締結時には支出負担行為を行い、業務履行確認後は速やかに支払うことを徹底し、支払いの有無を財務会計システムにより複数の職員で確認することとした。また、人事異動時の職員間の確実な引継ぎの実施や、出納整理期間中における年間の歳入・歳出状況を、課長が担当者へ直接確認すること

とした。

(5) 農林水産部

ア 水産振興室

(ア) 行政財産使用料の調定について

監査の結果	行政財産の占用許可の一部について、当該占用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	行政財産使用料（占用料）の調定については、年度当初に調定を行った。

(イ) 土地建物貸付収入の予算計上について

監査の結果	普通財産の貸付けに係る当該貸付収入について、貸付期間が平成28年4月1日から3年間となっている賃貸借契約に基づくものが平成30年度当初予算に計上されていなかったことから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	令和元年度から3年間の貸付期間とした賃貸借契約に基づく貸付収入について、令和元年度当初予算に計上した。

イ 農業基盤整備課

監査の結果	占用料の徴収誤りについて 行政財産の占用許可の一部について、当該占用料を津市道路占用料徴収条例第2条（別表）に基づき第2種電柱として1本につき1年1,800円と算出すべきところ、1,100円として誤った額を徴収していたことから、占用料算出に当たっては、同条例に基づき適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	本来徴収すべき金額と誤って徴収した金額との差額分700円を追加徴収した。

(6) 建設部

津北工事事務所

監査の結果	<p>収入印紙の金額誤りについて</p> <p>道路維持事業、公園維持事業等における業務委託契約において、契約金額に応じた収入印紙が貼付されていない契約書が12件確認されたことから、複数職員での金額確認を徹底するなど、印紙税法に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>契約金額に応じた収入印紙の追加貼付を指示し、貼付を確認した。</p> <p>今後は、公印の押印前に、複数の職員により契約金額に応じた収入印紙の貼付について確認し、遺漏がないよう徹底した。</p>

(7) 芸濃総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>行政財産使用料の調定について</p> <p>行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。</p>
措置の内容	<p>行政財産使用料の調定については、年度当初に調定を行った。</p>

(8) 美里総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>国庫補助金の調定について</p> <p>国庫補助金の地方創生推進交付金について、平成30年4月1日を交付決定日とする交付決定通知書が受理されていたが、調定が行われていなかった。会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日、とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。</p>
-------	---

措置の内容	国庫補助金の地方創生推進交付金について、平成31年4月1日を交付決定日とする交付決定通知書を受理し、同日調定を行った。
-------	---

(9) 香良洲総合支所

地域振興課

監査の結果	行政財産及び普通財産の貸付けについて 行政財産及び普通財産の貸付けの一部について、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	財産貸付収入の調定については、年度当初に調定を行った。

(10) 下水道局

下水道総務課

監査の結果	引用条文の誤りについて 津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の第4条中、下水道法第25条の3第1項とあるのは、正しくは同法第25条の11第1項であるので、所要の改正を行われたい。
措置の内容	津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を一部改正し、同要綱第4条第1項中「下水道法第25条の3第1項」を「下水道法第25条の11第1項」に改めた。

(11) 教育委員会事務局

ア 教育総務課、学校教育課

監査の結果	適正な契約事務の在り方について 一部の幼稚園において、園長が長期休暇の期間中、主任が1人で支出負担行為回議書24件を起案、代決し、消耗品等の購入、燃料費の支払いをしていた。消耗品等の発注、契約、検収という一連の契約事務を1人で行うことは、契約事務に求められる競争性、客観性、公平性、透明性の確保の観点から、説明責任を十
-------	--

	分に果たすことができず、津市契約規則第2条に定める公正適格な処理であるとは言い切れないことから、正規職員2名配置の幼稚園において、1名が長期不在となる場合における適正な契約事務の在り方について、関係部局と協議のうえ、各幼稚園に対し適切に指導されたい。
措置の内容	正規職員2名体制の幼稚園において、1名が長期不在となる場合における適正な契約事務について、関係部局と協議し、複数の職員のチェックが働くよう、学校教育課及び教育事務所職員も含めた対応とすることとした。また、平成31年2月5日開催の津市立幼稚園長会において、契約事務に関し、透明性の確保の観点から複数の職員による確認、事務処理を行うよう指導した。

イ 久居教育事務所

監査の結果	<p>不適正な契約行為について</p> <p>平成29年度中に実施した立成小学校消防用設備修繕ほか4件の修繕については、修繕料の予算残額がないのを認識していたが、発注、契約し、同年度中に完了していたにもかかわらず平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。うち1件の修繕については、請負業者が提出した修繕の完成写真の日付を平成30年度に実施したように書換えし、支払いを行っていた。また、栗葉小学校消泡ポンプ取替修繕については、平成29年度中に修繕が完了していたが、予算不足から、修繕代金の一部しか支払わず、残額を平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。学校施設の維持管理上、緊急な修繕が必要な場合でも、当然、その執行に当たっては予算措置及び適切な事務処理が求められるものであるが、これら一連の行為は、予算があつてこそ契約行為ができるという地方自治法第232条の3に定める支出負担行為の規定、同法第208条に定める会計年度独立の原則に反しており、地方公務員法第32条に定める法令遵守義務を負う公務員として、断</p>
-------	---

	<p>じて許されるものではない。今後、このような不適正な契約行為が二度と行われることがないように再発防止策を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>事務所所属職員に対し、今後自分がどのような姿勢で職務遂行に当たらなければならないのかを文書で事務所長に提出させ、個人の職務に対する意識を再度見直す機会を設けた。今後もこのような機会を定期的に設け、職員に公務員としての自覚を持ち続けるよう働きかけていくとともに、業務遂行時には、担当職員が担当主幹級以上、事務所長までへの報告及び相談を義務付けるとともに、事務所長、調整主幹が中心となり、常に業務の進捗状況について確認し、複数職員のチェックが働く体制を確立した。</p>